

持続可能な酪農乳業産業の確立に向けた需給改善対策

～飲用牛乳市場を守りながら、脱脂粉乳の過剰在庫を解消するために～

2026年5月28日

一般社団法人 J ミルク

I 目的及び基本的な考え方

- (1) コロナ禍及び販売価格の段階的引き上げ以降の飲用牛乳の消費量減少等を背景に足元では生乳の加工仕向け量が増加する中、脱脂粉乳については、相対的に需要が堅調なバターと異なり、在庫数量が増加傾向にあり、このままでは、製造・保管のキャパシティを超え、生産基盤や飲用牛乳の市場に悪影響を及ぼすことで、我が国酪農乳業の持続可能な発展を阻害する可能性がある。
- (2) また、近年の猛暑による夏場の生乳生産量の減少は、飲用需要期における牛乳の安定供給や消費の確保を図る上での制約(チャンスロス)につながるおそれがある反面、不需要期における生乳供給量の増加は、脱脂粉乳在庫の積み増しに加えて、冬・春休みの学乳休止時期における処理不可能乳の発生につながる懸念される。
- (3) 以上のような需給状況の改善に向け、飲用牛乳市場を守るとともに、乳脂肪分・無脂乳固形分需要のアンバランス(跛行性)の縮小及び脱脂粉乳の過剰在庫を削減していくことが、我が国酪農乳業にとっての喫緊の課題である。
- (4) このため、全国の酪農乳業関係者が、需給改善のための生産(入口)・需要(出口)両面において、統一的に又は地域の実情に応じて行う「自助」「共助」「公助」による取り組みを、緊急的かつ総合的に実施することとする。

II 対策の枠組み

- (1) 飲用牛乳市場を安定させ、生産基盤を維持するためには、飲用牛乳需要の確保や「跛行性」の縮小等による脱脂粉乳在庫水準の削減が不可欠であり、現時点における脱脂粉乳の需給ギャップ(生乳換算:約30万トン)について、①全国の関係者による「入口・出口対策」と、②「酪農乳業需給変動対策特別事業」による「在庫削減対策」(注)を適切に組合せて実施することにより、その解消に取り組む。

(注:現在の「需給変動対策基金」の規模(拠出金単価:15 銭/kg)においては、約 30 万トンの需給ギャップの半分(15 万トン)程度しか対応できていない状況にある。)

- (2) 具体的には、

- ① 将来的には、需給ギャップの各半分(約15万トン)を「入口・出口対策」と「在庫削減対策」の実施によって解消することを目指す。

- ② まずは2026～2027年度の2年間で「緊急対策期間」として位置づけ、
- ③ 「入口・出口対策」が軌道に乗るまで、各年度における脱脂粉乳の期末在庫数量について、8万トンを実に下回る水準にまで削減するための「在庫削減対策」に要する「需給変動対策基金」の規模を確保することとし、生産者・乳業者による拠出金及び国による補助金に係る応分の負担増について協力を求める。
- (3) 特に、生産者・乳業者による「需給変動対策基金」への拠出金については、2026年10月から2028年3月までの間、現行の「需給変動対策金」15銭/kgに加え(一部乳業者は5銭/kgの「特別対策金」を拠出)、新たに「緊急対策金」として15銭/kgの拠出金を追加的に拠出することを基本とする。
- (4) 「入口・出口対策」については、全国又は各地域の関係団体・企業等が、それぞれの実情に応じて自らが財源等を確保しながら実施することを基本とし、生産者等の負担を可能な限り抑制するため、必要に応じて国による支援を仰ぐこととする。この場合、原則として「需給変動対策基金」からの支援は行わないこととする。
- (5) 「入口・出口対策」には、実際に取り組みを行う生産者等の事業者に対する支援措置だけでなく、事業者間の取引方法や制度の見直しも含まれる。
- (6) 以上に関する「緊急対策期間」後の2028年度以降の扱いについては、2026年度下半期に検討を開始するものとする。また、状況の変化等が生じた際には臨機応変な対応に努めるものとする。

Ⅲ 「入口・出口対策」に対する提言

以下に掲げる対策は、全国又は各地域の関係団体・企業や個々の取引等において、これまでに取り組んできた事項に加えて、それぞれの実情に応じて導入・実施が図られることが想定される代表的な事項(例)であり、財源の考え方も含めて引き続き関係者間で検討を進め、できるだけ早期にこれらの具体的な取り組み方向や内容を明らかにしながら、実行に移すこととする。なお、「暑熱対策」は、「需要期生産」を推進する上でも重要な取り組みであり、各地域の気象条件や生産者の飼養環境等の違いにも配慮しながら効果的に実施していく必要がある。

(注:以下、【自助】は個々の事業者・団体・企業や個々の取引等の取り組み、【共助】は全国的な協働の取り組みを指す。)

1 入口対策

(1) 需要期生産の奨励

- ① 需要期・不需要期の乳価差(季節別乳価)の設定及び拡充 【自助】
- ② 夏期における生乳生産を増加させる取り組み 【自助】
(例)春夏分娩牛への奨励金、夏期の受精卵移植支援、資材導入支援

- ③ 不需要期の生産抑制【自助】
(例) 早期乾乳牛への奨励金、低乳質牛の淘汰促進
- ④ その他(サンバエ対策や毛刈り)【自助】

(2) 無脂乳固形分の需給改善

- ① 生乳取引及び乳製品取引における成分価値比率の見直し【自助】
- ② 飼料設計の見直し(粗飼料の利活用促進)【自助】【共助】
- ③ その他(放牧拡大)【自助】

2 出口対策

(1) 需要拡大

- ① 「牛乳でスマイルプロジェクト」の下での業界一体的な需要拡大活動【自助】【共助】
- ② 不需要期における LL 牛乳の活用促進(子供食堂・高校への配布等)【自助】
- ③ 不需要期における生乳使用率の向上【自助】【共助】
- ④ 新商品開発【自助】
- ⑤ その他

(2) 輸入製品との置換え

- ① 国産チーズの生産奨励【自助】
- ② 国産乳たんぱく質(MPC・ホエイ等)による置換【自助】
- ③ その他

(3) 輸出促進

- ① 海外への援助【自助】【共助】
- ② その他

IV 脱脂粉乳の在庫削減対策の拡充

- (1) 2026年10月から2028年3月までの取引乳量を対象とした追加的な「緊急対策金」(15 銭/kg)の拠出については、「酪農乳業需給変動対策特別事業」に参加するすべての生産者、乳業者から協力が得られるよう、関係団体等を通じた周知に努める。

この場合、

- ① 生産者については、「需給変動対策金」(15 銭/kg)に「緊急対策金」(15 銭/kg)を加えた 30 銭/kg が生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件となる。
- ② 乳業者の拠出額については、「需給変動対策金」(15 銭/kg)(一部乳業者にあっては「特別対策金」(5 銭/kg)を追加)に、「緊急対策金」(15 銭/kg)を加えた水準を基本とする。
- ③ 以上により、生産者と乳業者の総額拠出金が 1:1 となることを目指すものとする。

- (2) 未加入事業者の本事業への加入を更に促進するため、全国協調による需給改善のための取り組みの意義を周知徹底するとともに、国及び関係団体におけるクロスコンプライアンスの強化策(対象事業の追加)、「需給変動対策基金」による需要拡大や需要期生産等の取り組みを支援するメニューの拡充等について、引き続き検討を進める。
- (3) 本事業の運営において、外部環境の変化等、特段の事情が生じた場合には、取り組み内容や財源等のあり方について、あらためて必要な検討を行う。

V その他

- (1) 生産者における「需要期生産」への取り組みを促進するため、その必要性とメリットを周知するための文書(チラシ等)を作成し、関係団体等を通じて全生産者に配布する。
- (2) 入口対策と出口対策については、具体化に向けて議論を加速させ、対応が可能な取り組みから実践に移していく。

「持続可能な酪農乳業産業の確立に向けた需給改善対策」のポイント

(目的)

- 需給状況の改善に向け、飲用牛乳市場を守るとともに、乳脂肪分・無脂乳固形分需要の跛行性の縮小及び脱脂粉乳の過剰在庫削減のための「自助」「共助」「公助」による取り組みを緊急的・総合的に実施する。

(対策の枠組み)

- 2026～27年度の「緊急対策期間」において、全国の関係者による「入口・出口対策」と「需給変動対策特別事業」による「在庫削減対策」を適切に組合せ、現在の脱脂粉乳の需給ギャップ(生乳換算:約30万トン)の解消に取り組む。

(入口・出口対策)

- 「入口対策」(需要期生産の奨励、無脂乳固形分の需給改善等)、「出口対策」(需要拡大、輸入製品との置換え、輸出促進)の具体的な内容等については、財源の考え方も含め、引き続き関係者間で検討を進め、早期に実行に移す(これらには、事業者間の取引方法や制度の見直しも含まれる)。

(脱脂粉乳の在庫削減対策の拡充)

- 2026年10月～2028年3月の間、各年度の期末在庫数量が8万トンを確実に下回る水準となるよう、全ての生産者及び乳業者に対し、現行の15銭/kgに加え、15銭/kg(緊急対策金)の追加的な抛出について協力を求める。
- 生産者のクロスコンプライアンスについては、計30銭/kgの抛出が要件となる。

(その他)

- 緊急対策期間以降の扱いや、同期間中に外部環境の変化等、特段の事情が生じた場合は、改めて検討する。